

広島県告示第五百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年六月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児玉篤	R、G 有 限 会 社 K、	名 称	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 廃 止 し た 事 業 所	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 の 日 止
			主たる事務所の所在地			
広島市安佐北 区可部二丁目 一九番八号	福山市新市町 新市四五一番 地一	きらめき訪問 介護サービス テーション	福山市新市町 新市四五一番 地二	安芸高田市吉 田町常友三四 一番地一	介護予防訪問 介護 テーション	平成二十二年 三月三二日
科医院	こだま整形外 科医院				介護予防通所 リハビリテー ション	平成二十二年 五月三二日